

川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正後	改正前
<p>○川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則 昭和46年1月1日規則第1号</p> <p>(閲覧の申請)</p> <p>第7条 概要書を閲覧しようとする者(以下「<u>閲覧希望者</u>」という。)は、建築計画概要書等閲覧申請書(別記様式)に必要事項を記入し、又は<u>窓口閲覧システム(概要書の閲覧等を行うための電子情報処理組織でまちづくり局指導部建築管理課が所管するものをいう。以下同じ。)</u>に必要事項を入力し、市長に申請しなければならない。</p> <p>(閲覧の停止等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) 前条の規定に違反したもの</p> <p>(2) <u>概要書又は窓口閲覧システムの端末機器</u>を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められるもの</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるもの <u>(インターネットの利用による閲覧)</u></p> <p><u>第10条 第2条から前条までの規定にかかわらず、市長は、概要書をインターネットを利用して閲覧希望者が閲覧することができる状態に置く措置をとることができる。</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第11条</u> この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。</p>	<p>○川崎市建築計画概要書等の閲覧に関する規則 昭和46年1月1日規則第1号</p> <p>(閲覧の申請)</p> <p>第7条 概要書を閲覧しようとする者は、建築計画概要書等閲覧申請書(別記様式)に必要事項を<u>記入し</u>、市長に申請しなければならない。</p> <p>(閲覧の停止等)</p> <p>第9条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者の閲覧を停止し、又は禁止することができる。</p> <p>(1) 前条の規定に違反したもの</p> <p>(2) <u>概要書</u>を汚損し、若しくは破損し、又はそのおそれがあると認められるもの</p> <p>(3) 他人に迷惑を及ぼし、又はそのおそれがあると認められるもの</p> <p><u>〈新設〉</u></p> <p>(委任)</p> <p><u>第10条</u> この規則の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。</p>